

# 平成 30 年度事業計画書

## 1. 基本方針

私たちを取り巻く環境は、少子高齢・人口減少の加速化と核家族化等による家族機能低下、社会的孤立や経済的困窮等の課題が顕著となり、社会福祉に対する住民ニーズは多様化し複雑化してきております。

東日本大震災による東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故から 7 年が経過し、昨年 3 月 31 日に浪江町内の一部避難指示が解除となり、浪江町での生活が本格的に始まっております。しかし、現在もなお、町内はもちろんの事、避難先においても、支援体制の強化・継続が必要とされております。このような状況の中、町民が地域社会の一員として安心して生活して行く為には、公的サービスの充実と共に、生活支援のニーズの把握、日常的な見守り支援、交流や支え合い等を、浪江町（行政）とはもちろん、避難先の各関係機関との協力・連携を密にし、町民の支援体制の確立に積極的に取り組んでいきます。

最後に、公益性の高い社会福祉法人として、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取組を目指し、町民から信頼される事業経営を推進していきます。

## 2. 重点目標

### (1) 組織体制の強化

浪江事務所と二本松事務所の二極化に伴う地域福祉活動の基盤体制を整えます。特に浪江町内での基盤体制強化に努めます。

### (2) 被災者支援活動の推進

福祉に関する総合相談や生活支援相談員（県受託事業）活動を通し情報提供やコミュニティ構築を努めると共に、行政等関係機関との協力・連携を図ります。また、本会ホームページの充実と情報発信を積極的に行い、本会が有するネットワークを活用し、広域避難に対応すると共にボランティアセンター等の運営充実を図ります。

### (3) 介護・福祉サービスの調整

高齢者等の要援護者が安心できる各種サービスを調整します。また、事業継続の為人材の育成に努めます。

### 3. 法人運営事業

#### (1) 許認可

社会福祉法人浪江町社会福祉協議会定款、諸規定の整備を図ります。

#### (2) 処務

職員の資質向上や福利厚生に努め、適正な事務処理を行う環境の整備を図ります。

#### (3) 各種会議の開催

理事会、評議員会、各種会議等における庶務を行います。

#### (4) 広報紙「はぐくみ」の発行

### 4. 苦情解決体制の充実

住民や福祉サービス利用者の権利擁護・福祉サービスの質の向上を図る事を目的とし、住民等から寄せられた苦情に対応する為、適切な苦情解決体制の整備及び機能を充実させ、適切にサービス等を利用できるよう支援すると共に、担当職員等の資質の向上に努めます。

[受付担当者 3 名 解決責任者 3 名 第 3 者委員 2 名]

### 5. ボランティア推進事業

がんばろう！なみえ復興ボランティアセンターを平成 23 年 6 月 14 日設置後、ボランティア団体との調整による支援策など役割を果たして来ましたが、仮設住宅集約に伴い、規模を縮小していきます。同時に、浪江町内で平成 29 年 4 月より再開をしました当会ボランティアセンターを、町内のニーズに合わせた活動調整の充実を図り、活発な住民支援をしていきます。

また、災害ボランティアセンターをいつでも設置する事ができるよう、日頃から関係機関との連携を密に行い、あらゆる災害を想定して準備を行います。

## 6. 総合的な生活支援

### (1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

低所得世帯や障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を図る為、以下の資金があり主に震災以前の貸付に対する償還事務を行います。

- ① 総合支援資金・・・失業等による生活維持の為の立直し資金
- ② 福祉資金・・・住宅改修や生活上一時的に必要な経費の為の資金
- ③ 福祉資金・・・緊急小口資金で緊急かつ一時的に生計維持の為の資金
- ④ 教育支援資金・・・高校、大学等の就学の為の資金
- ⑤ 不動産担保型生活資金・・・住宅等を担保とする生活資金
- ⑥ 生活復興支援資金・・・東日本大震災の被災世帯に対する②資金

### (2) 「生活支援相談員」配置事業（県社協受託）

- ① 大震災・原発被災者に対する相談や情報提供などの交流を中心とした支援活動を行うことにより被災者同士の結びつきに努めます。
- ② 被災者ニーズの把握に努め、「できること」の活動を継続します。
- ③ 関係機関との連携により見守り・声掛け等を行い、帰町した住民の見守り体制の強化に努めます。

### (3) 生活援助資金貸付事業

一時的な生活費や医療費など生活支援の為の資金の貸付について、震災後休止していましたが、福島県社会福祉協議会の貸付制度では対応できないケースが増加している昨今の情勢を鑑み、本事業を再開し、必要な支援を行います。

### (4) 災害生活援助資金の特例貸付

大震災及び原発災害の避難者を対象に緊急貸付を実施し、平成 25 年の償還開始から収納に努めてまいりましたが、未だ未償還の利用者がおりますので、引き続き償還を促してまいります。

## 7. 高齢者福祉事業の推進

### (1) 福祉サービス利用援助事業（県社協受託）

認知症高齢者・障がいのある方等を対象に福祉サービスの利用や生活に必要な金銭の出し入れ等の支援で、地域で支え合うことを理念とする事業を順次取り組みます。

### (2) 福祉用具貸与事業

けが等により日常生活に支障をきたしている状態の一時的改善の為に福

祉用具を貸出したします。

但し原則として、介護保険による福祉用具レンタルの対象とならない方を対象とします。

## 8. 福祉車両運行事業

### (1) 車いす同乗自動車貸出事業

自力歩行困難な方の外出を支援する目的で、家族、親族が運転する車の貸出をします。但し原則月2回以内と燃料費は自己負担となります。

### (2) 福祉バス運行事業

社会福祉協議会が事務局等に関係する団体に限り運行していきます。

## 9. 心配ごと相談所

現在は、各地域にて弁護士や専門職による相談が実施されている状況を鑑みて、本会としての活動は引き続き休止とします。

## 10. 共同募金配分事業

福島県共同募金や台湾共同募金の助成を活用し、震災後途絶えた地域福祉活動の再生に努めます。

- コミュニティ形成の為のサロン活動
- 広報紙の発行
- 福祉車両の管理

## 11. 会員等の募集

### (1) 本会員

会員募集や会費徴収は引き続き停止します。

### (2) 各種運動

- ① 日赤社員増強運動・・・日赤福島県支部と協力し、社員増強の為の啓発活動を推進します。
- ② 赤い羽根共同募金運動・・・関係機関協力のもと募金活動を推進します。
- ③ 歳末たすけあい募金運動・・・共同募金の一環として運動を推進します。

(3) 社会福祉事業協力寄付金

社会福祉事業へ善意の篤志寄付金、遺志寄付金を基金として積立ており、これらを原資として各種事業の継続を図ります。

12. 介護保険事業の推進

居宅介護支援・訪問介護・訪問入浴介護事業を介護保険指定事業所として、維持継続を図ります。

(1) 居宅介護支援事業・・・利用者の心身の状況・環境やその家族の立場に立って、ケアマネジャーが居宅介護サービス計画（ケアプラン）を提案し、利用者の在宅生活支援を行います。

(2) 訪問介護事業・・・休止

(3) 訪問入浴介護事業・・・休止

13. 障がい児者居宅介護等事業

障害者自立支援法に基づく指定居宅介護事業所（身体障がい者・知的障がい者・児童・精神障がい者）・・・休止

14. サポートセンター事業（町受託）

避難指示解除と合わせて浪江町内で高齢者が安心して健康な生活ができるよう支援する。

- ① 総合相談
- ② 訪問介護、安否確認等

15. 生活支援体制整備事業（町受託）

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置して、浪江町内において町内でのニーズと資源の把握、ニーズに合った多様な主体への協力依頼などの働きかけ、関係者等と連携、目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一などを進め、多様な主体によるサービス提供を目指します。

## 16. 福祉団体育成の支援

各種団体の諸活動をサポートし、自主運営しやすい環境づくりに努めると共に休止している団体の再開に努めます。

[事務局としての支援]

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 老人クラブ連合会    | ③ 民生児童委員協議会 |
| ② 戦没者遺族会（町・郡） | ④ 身体障がい者福祉会 |

## 17. 福島県社会福祉協議会

東日本大震災・原発事故から7年が経過し、本会を取り巻く状況も日々変化しております。震災以降の復興支援をはじめ、生活困窮者や地域包括ケアシステムの構築を進める新しい地域支援事業（総合事業）の実施、社会福祉法改正の動きなど、新しい制度・課題への対応が求められると考えられます。

このような事から、本会が抱える課題解決や活動の充実を図る為、今後も福島県社会福祉協議会と連携・協働をしながら、主体的な活動ができるよう、積極的に支援・指導を求めています。